

令和7年度定期監査について、横手市教育委員会教育長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和8年 3月31日

## 監査報告書に基づき措置を講じた事項

種類 令和7年度 定期監査（第2期）

期日 令和7年9月2日（火）～令和8年2月5日（木）

範囲 令和6年度（令和6年10月1日から令和7年3月31日まで）、令和7年度（令和7年4月1日から令和7年9月30日まで）における財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況

教育委員会事務局

報告対象 課室所等		指摘・要望事項	措置を講じた事項
教育 総務 部	スポーツ振興課	①財産管理事務 年度初めから使用する行政財産 使用料の調定に遅れがあった。4 月1日付で調定を起票すること。	行政財産使用許可手続きを再確 認した。今後は課内チェックを徹 底し、適正かつ速やかに処理す る。